

### 【ご来場の自粛検討のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。多くの株主のみなさまが集まる株主総会は、集団感染リスクがあります。当日の来場に関しては、感染の回避のため自粛をご検討ください。また、本株主総会は、当日株主総会にご出席いただけない株主様に向けて、インターネットを通じたライブ中継配信を行います。

# 第12期 定時株主総会 招集ご通知

2019年3月1日から2020年2月29日まで

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 計算書類（連結・個別）
- 監査報告

株主総会参考書類

### 開催情報

日時：2020年5月21日（木曜日）

午前9時 受付開始

午前10時 開会

場所：埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目

5番地1号

ロイヤルパインズホテル浦和

ロイヤルクラウン（4階）

ウエルシアホールディングス株式会社

証券コード：3141

証券コード 3141  
2020年5月1日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田二丁目2番15号  
ウエルシアホールディングス株式会社  
代表取締役社長 松本忠久

## 第12期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第12期 定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2020年5月20日(水曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会は、当日株主総会にご出席いただけない株主様に向けて、インターネットを通じたライブ中継配信をいたします。詳しくは、別添の「株主総会ライブ中継配信のご案内」をご参照ください。ただし、議決権につきましては事前にご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年5月21日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番地1号  
ロイヤルパインズホテル浦和 ロイヤルクラウン(4階)
3. 目 的 事 項  
**報告事項** 1 第12期(2019年3月1日から2020年2月29日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2 第12期(2019年3月1日から2020年2月29日まで)計算書類報告の件

## 決議事項

第1号議案 取締役10名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 取締役の報酬額改定ならびに取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容一部改定の件

以上

- ◎ 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合、あるいは「ロイヤルパインズホテル浦和」での開催が不可能となった場合につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.welcia.co.jp>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 議決権の行使等については、4頁【議決権行使に関するお願い】をご参照ください。

### 【ご案内】当社役員・幹部社員との株主懇談会ならびにお土産の中止のお知らせ

株主総会終了後、皆様と当社役員・幹部社員との意見交換などを趣旨とする「株主懇談会」ならびに株主総会にご出席される株主様に配布しておりました「お土産」については、本年は中止とさせていただきます。

## 目 次

招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	
1.企業集団の現況に関する事項	5
2.会社株式に関する事項	13
3.会社の新株予約権等に関する事項	14
4.会社役員に関する事項	16
5.会計監査人に関する事項	21
6.会社の体制及び方針	22
連結貸借対照表	26
連結損益計算書	27
連結株主資本等変動計算書	28
連結注記表	29
貸借対照表	40
損益計算書	41
株主資本等変動計算書	42
個別注記表	43
会計監査人の連結監査報告書	48
会計監査人の監査報告書	49
監査役会の監査報告書	50
株主総会参考書類	51

## 議決権行使に関するお願い

A

### 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
(ご捺印は不要です。)

また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

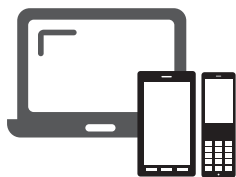
### 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2020年5月20日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

C

### インターネット等による議決権の行使の場合



インターネットによる議決権行使のお手続きについて（66頁から67頁）をご参照の上、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で（<https://evote.tr.mufg.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって、2020年5月20日（水曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。
- インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

## 事業報告

( 2019年3月1日から  
2020年2月29日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年3月1日～2020年2月29日）におけるわが国の経済は、企業収益の足踏みや雇用環境の改善ペースの鈍化などの弱さがみられるものの、緩やかな回復基調で推移しておりました。一方、海外の政治経済の不確実性、将来不安を背景とした節約志向、加えて新型コロナウイルス感染拡大による企業活動への影響もあり、先行き不透明な状況が一段と強まりました。

当社グループが主に事業を行うドラッグストア業界は、意欲的な出店や健康志向の高まり等により業界として拡大しているものの、大手同士の業界再編や異業種を含む競争の激化、人手不足を背景とした人件費の増加、物流コストの上昇等により、厳しい経営環境が続いております。加えて、度重なる台風の直撃や大雨による自然災害、10月に実施された消費税増税及び調剤報酬改定、暖冬による季節商品の不調、1月中旬からの新型コロナウイルス感染拡大による販売動向等の変化もありました。

このような状況におきまして、当社グループは、ウエルシアモデルの特徴の一つである調剤併設店舗の増加（2月末現在1,442店舗）による調剤売上の伸長等により、既存店の売上高は総じて順調に推移いたしました。また、人件費を中心としたコストコントロール、健康をキーワードにした商品開発、レジ袋削減に向けた活動等に注力いたしました。

また、当社の子会社であるウエルシア薬局株式会社を存続会社として、2019年3月1日付で株式会社一本堂を、同年9月1日付で株式会社B. B. ONをそれぞれ吸収合併し、事業の効率化を進めました。また、同年6月1日付で岡山県を地盤とする金光薬品株式会社を株式取得により子会社化いたしました。

出店と閉店につきましては、東北、近畿を重点出店エリアとし、グループ全体129店舗の出店と26店舗を閉店し、金光薬品の31店舗を加え、当期末の当社グループの店舗数は2,012店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は868,280百万円、営業利益は37,801百万円、経常利益は40,348百万円及び親会社株主に帰属する当期純利益は22,802百万円となりました。

## (2) 品目別売上高の状況

当社グループは、単一事業のため、セグメント情報の開示は行っておりませんので、品目別により記載しております。

(単位：百万円)

区 分	主 要 営 業 品 目	金 額	構成比	前年同期比
医薬品・衛生介護用品・ベビー用品・健康食品	風邪薬、健康食品、胃腸薬、ドリンク剤、保健・ビタミン剤、紙おむつ、粉ミルク、ベビーフード、介護用品	177,637	20.5%	108.5%
調 剤	調剤薬品	155,452	17.9%	119.8%
化 粧 品	基礎化粧品、メイク化粧品、男性化粧品、リップクリーム	149,897	17.3%	110.0%
家 庭 用 雑 貨	洗剤、トイレットペーパー、ペット用品、殺虫剤、文房具、玩具、一般雑貨	127,803	14.7%	109.6%
食 品	菓子、米穀、一般食品	191,927	22.1%	111.0%
そ の 他	酒、煙草他	65,562	7.5%	109.8%
	合 計	868,280	100.0%	111.4%

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度は、新規に129店舗を出店したほか既存店につきましても店舗改装を行いました。その結果、設備投資の実施額は21,478百万円となりました。

なお、上記の設備投資の実施額には、賃貸借契約に関わる差入保証金を含んでおります。

## (4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

## (6) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

## (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

## (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2019年6月3日付で金光薬品株式会社を株式取得により子会社といたしました。なお、みなし取得日を2019年6月1日としております。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第9期 (2017年2月期)	第10期 (2018年2月期)	第11期 (2019年2月期)	第12期 (当連結会計年度) (2020年2月期)
売 上 高	623,163	695,268	779,148	868,280
経 常 利 益	25,723	30,923	31,500	40,348
親会社株主に帰属する当期純利益	14,451	17,166	17,423	22,802
1株当たり当期純利益	138円92銭	164円97銭	167円25銭	218円48銭
総 資 産	247,026	292,238	327,426	390,006
純 資 産	116,233	130,482	143,948	162,418
1株当たり純資産	1,113円75銭	1,244円12銭	1,371円76銭	1,547円90銭

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。  
 2. 第8期より「従業員持株E S O P信託」を導入しております。  
 3. 第9期より「株式付与E S O P信託」を導入しております。  
 4. 第10期より「役員報酬B I P信託」を導入しております。  
 5. なお、「従業員持株E S O P信託」「役員報酬B I P信託」が所有する当社株式につきましては、自己株式として計上しております。当該自己株式数は、1株当たり当期純利益を求める際に、「普通株式の期中平均株式数」の計算過程で控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり純資産を求める際に、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。  
 6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度から適用しており、第11期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の状況となっております。



## (10) 対処すべき課題

ドラッグストア業界を取り巻く環境におきましては、意欲的な出店や健康志向の高まり等により業界として拡大しているものの、大手同士の業界再編、異業種を含む競争の激化、人手不足を背景とした人件費の増加、物流コストの上昇、調剤報酬改定等厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、2018年2月期を初年度とする3ヶ年中期計画に基づき、M&A戦略や積極出店を推進しつつ、4大方針（「調剤併設」、「カウンセリング営業」、「深夜営業」及び「介護」）を軸としたウエルシアモデルを推進することにより専門性と利便性を追求してまいりました。

中期計画に基づいた対処すべき課題への取組みの振り返りについては、都市小型店モデルの店舗開発、東北及び近畿以西へのエリア展開の拡大、薬剤師及び調剤事務員の教育強化、店舗業務の標準化及びシステム化による生産性の向上等を進めました。また新人事制度の導入、働き方改革を推進し、従業員が意欲と能力に応じて活躍できる環境を整備しました。

今後のドラッグストア業界は、大手同士のM&A、業界を超えた提携等、生き残りをかけた競争も一段と加速するものと見込まれております。

そのようななか、2021年2月期を初年度とする新たな3ヶ年中期計画を策定し、地域社会において、生活のプラットフォームとなるために専門総合店舗の実現を追求していく期間として位置付けております。

新たな中期計画に基づき、今期は、以下の課題について積極的に取り組んでまいります。

- ① 重要戦略であるM&Aを積極的に推進し規模拡大によるシナジー効果を追求するとともに、グループ各社におけるウエルシアモデルの推進により、グループとしての企業価値向上に努めてまいります。
- ② 地域毎のニーズに対応した店舗づくりを基本として、積極的な出店を継続してまいります。
- ③ 商品やサービスの提案力を高めるために、地域特性や店舗特性に合ったMD戦略を強化するとともに、付加価値商品や差別化商品の開発に努めてまいります。
- ④ お客様のニーズに応えるべく優秀な人材確保に努めるとともに、薬剤師、登録販売者、管理栄養士、調剤事務員、及び化粧品担当者への専門教育を強化し、質の高いカウンセリング営業ができる人材の育成に努めてまいります。
- ⑤ 店舗業務の標準化やITシステム等の活用により、業務の効率化を推進し、収益性の向上に努めてまいります。
- ⑥ グループ規模拡大に比例して増大するリスクへの対応や自然災害によるリスク対応等、内部統制及びリスク管理体制の強化に努めてまいります。
- ⑦ 海外事業については、シンガポールでの店舗展開強化を継続してまいります。
- ⑧ SDGs（持続可能な開発目標）達成に貢献していくことを戦略策定時の基準として、サステナブル経営を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (11) 主要な事業内容

当社は、グループ会社各社の経営指導及び管理を行っております。

なお、当社グループは、当社及び連結子会社8社で構成され、「ドラッグストア」を基本として処方箋調剤や医薬品、化粧品、家庭用雑貨、食品等の販売に係る事業等を行っております。

## (12) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①重要な親会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
イオン株式会社	220,007百万円	50.60%	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理

### ②親会社等との間の取引に関する事項

イオン株式会社との取引については、同社グループのPB（プライベートブランド）商品『TOPVALU』及び『ハピコム』の供給を受けており、イオン株式会社の店舗の仕入価格をもって、当社に対する仕切価格とすることを取引条件としております。なお、当社の仕入額に占める同社グループとの取引金額の割合は約2%と僅少であります。

消費寄託契約により行う消費寄託の金利条件についても、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

上記のように、イオン株式会社との取引については、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基準とし、取引の内容及び条件の妥当性については取締役会で判断しており、非支配株主に不利益を与えないように行っております。

### ③重要な子会社の状況

事業年度末日における当社の重要な子会社4社は、ドラッグストア事業を行っている会社であります。

(単位：百万円)

	ウエルシア薬局(株)	シミズ薬品(株)	(株)丸大サクラ中薬局	金光薬品(株)
資 本 金	100	48	29	45
議 決 権 比 率	100%	100%	100%	96.6%
項目	金 額 (構成比)	金 額 (構成比)	金 額 (構成比)	金 額 (構成比)
売 上 高	810,308 ( 100.0%)	19,356 ( 100.0%)	25,641 ( 100.0%)	2,925 ( 100.0%)
売 上 総 利 益	250,358 ( 30.9%)	5,981 ( 30.9%)	6,904 ( 26.9%)	1,042 ( 35.6%)
販売費及び一般管理費	212,930 ( 26.3%)	5,202 ( 26.9%)	5,975 ( 23.3%)	1,220 ( 41.7%)
営 業 利 益	37,428 ( 4.6%)	779 ( 4.0%)	929 ( 3.6%)	△177 ( -%)
経 常 利 益	39,770 ( 4.9%)	857 ( 4.4%)	1,046 ( 4.1%)	△128 ( -%)
当 期 純 利 益	23,094 ( 2.9%)	687 ( 3.5%)	708 ( 2.8%)	△238 ( -%)

(注) 金光薬品(株)は2019年6月1日から2020年2月29日までの期間の損益を表示しております。

### ④事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	61,701百万円	107,255百万円

## (13) 主要な事業所の状況

### ①当 社

住 所： 東京都千代田区外神田二丁目2番15号

### ②子会社の事業所

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 1) ウエルシア薬局株式会社  | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号    |
| 2) シミズ薬品株式会社    | 京都府京都市下京区西七条北東野町113番地 |
| 3) 株式会社丸大サクラ中薬局 | 青森県青森市大字三内字玉作2番地72    |
| 4) 金光薬品株式会社     | 岡山県倉敷市鶴形一丁目2番25号      |

(単位：店舗)

	ウエルシア薬局(株)	シミズ薬品(株)	株丸大サクラ中薬局	金光薬品(株)	合計
青森県			74		74
岩手県	8		1		9
宮城県	10				10
秋田県			9		9
山形県	18				18
福島県	31				31
茨城県	145				145
栃木県	59				59
群馬県	56				56
埼玉県	191				191
千葉県	139				139
東京都	181				181
神奈川県	212				212
新潟県	65				65
富山県	41				41
石川県	19				19
山梨県	32				32
長野県	34				34
岐阜県	6				6
静岡県	220				220
愛知県	51				51
三重県	25				25
滋賀県	15				15
京都府	12	59			71
大阪府	124				124
兵庫県	86				86
奈良県	9				9
和歌山県	4				4
島根県	5				5
岡山県	1			28	29
広島県	1				1
合計	1,800	59	84	28	1,971
調剤取扱店	1,368	28	25	16	1,437
深夜営業店	1,418	52	38	6	1,514

#### (14) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
9,882名	946名(増)

(注) 上記従業員数には、パート及びアルバイト(20,670名:1日8時間換算)は含んでおりません。

#### (15) 主要な借入先

借入先	借入残高(百万円)
株式会社りそな銀行	2,526
株式会社三井住友銀行	1,162
株式会社みちのく銀行	922
株式会社みずほ銀行	884
三菱UFJ信託銀行株式会社	866

(注) 三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入残高は、「従業員持株E S O P信託」によるもの486百万円を含んでおります。

#### (16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社株式に関する事項（2020年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 247,473,600株  
(2) 発行済株式の総数 104,787,632株（自己株式29,206株を除く）  
(3) 単元株式数 100株  
(4) 株主数 22,937名  
(5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
イオン株式会社	52,970	50.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,461	3.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,205	2.10
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	1,694	1.62
株式会社ツルハ	1,676	1.60
ウエルシアホールディングス従業員持株会	1,652	1.58
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	1,347	1.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,188	1.13
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	980	0.94
THE BANK OF NEW YORK 133972	841	0.80

(注) 持株比率は、自己株式（29,206株）を控除して計算しております。なお、自己株式には従業員持株E S O P信託が保有する127,600株及び役員報酬B I P信託が保有する203,016株を含めておりません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況

##### 第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 81個（新株予約権1個につき400株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 32,400株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
自 2014年7月17日 至 2044年7月16日
- ⑥ 当社役員保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	43個	普通株式 17,200株	6名

##### 第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 60個（新株予約権1個につき400株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 24,000株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
自 2015年2月17日 至 2045年2月16日
- ⑥ 当社役員保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	49個	普通株式 19,600株	6名

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 31個（新株予約権1個につき400株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 12,400株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
自 2016年3月17日 至 2046年3月16日
- ⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	29個	普通株式 11,600株	6名

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の数 45個（新株予約権1個につき400株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 18,000株
- ③ 新株予約権の払込金額 無償
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1円
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
自 2017年2月17日 至 2047年2月16日
- ⑥ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	41個	普通株式 16,400株	6名

(2) 当事業年度中の従業員等に対する新株予約権等の交付状況

特記すべき事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。



## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	池 野 隆 光	
取締役副会長	水 野 秀 晴	ウエルシア薬局(株)代表取締役会長
代表取締役社長	松 本 忠 久	執行役員最高業務執行責任者 ウエルシア薬局(株)代表取締役社長 Welcia-BHG(Singapore)Pte.Ltd. Director
専務取締役	佐 藤 範 正	執行役員最高財務責任者 ウエルシア薬局(株)専務取締役財務経理・経営企画担当
常務取締役	中 村 壽 一	執行役員 I R・広報部、業務部、法務部担当 ウエルシア薬局(株)常務取締役管理担当兼教育本部長 シミズ薬品(株)取締役
取 締 役	安 倍 崇	執行役員グループ業務改革 I T担当 ウエルシア薬局(株)取締役情報システム本部長
取 締 役	岡 田 元 也	イオン(株)取締役兼代表執行役社長グループCEO (株)ツルハホールディングス社外取締役相談役 (株)クスリのアオキホールディングス社外取締役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)取締役相談役
取 締 役	成 田 由 加 里	成田由加里公認会計士事務所代表 東北大学大学院経済学研究科教授 (株)サイバー・ソリューションズ社外取締役 朝日仙台税理士法人
取 締 役	中 井 智 子	経営法曹会議会員 中町誠法律事務所パートナー 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師
監 査 役	宮 本 俊 男	常勤監査役
監 査 役	加 々 美 博 久	加々美法律事務所所長 日東工器(株)社外監査役 (株)ビー・エム・エル社外監査役
監 査 役	杉 山 敦 子 (現姓 松本)	公認会計士杉山昌明事務所副所長 杉山昌明税理士事務所副所長
監 査 役	市 川 康 生	

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

2019年5月28日開催の第11回定時株主総会において、新たに中井智子氏は取締役に選任され就任いたしました。

2. 取締役成田由加里氏及び中井智子氏は、会社法に規定する社外取締役であります。
3. 監査役加々美博久氏、杉山敦子氏及び市川康生氏は、会社法に規定する社外監査役であります。
4. 取締役成田由加里氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役中井智子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役加々美博久氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役杉山敦子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役市川康生氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

**(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社は、非業務執行取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする旨の責任限定契約を定款に定めております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

#### ①報酬等の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額の範囲内で決定されております。

取締役の報酬の決定にあたっては、報酬決定プロセスの透明性・客観性を確保する観点から独立役員である社外取締役及び社外監査役を委員に含む任意の「役員報酬諮問会議」において報酬制度及び報酬案の妥当性を審議し、その結果を代表取締役に諮問することとしております。

報酬制度は、固定報酬である「基本報酬」と変動報酬である「業績連動報酬」から構成されております。

「業績連動報酬」は、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的としたグループ全体の売上高、経常利益率及び親会社株主に帰属する当期純利益等の業績評価と連動し決定しております。

なお、社外取締役及び監査役は、固定報酬である「基本報酬」のみ支給しております。

#### ②取締役及び監査役の報酬額等

区 分	支給人員	報酬等の額	報酬等の内訳	
			基本報酬	業績連動報酬
取 締 役 (内 社外取締役)	9名 (2名)	355百万円 (8百万円)	240百万円 (8百万円)	114百万円 (-)
監 査 役 (内 社外監査役)	4名 (3名)	20百万円 (12百万円)	20百万円 (12百万円)	- (-)
合 計	13名	375百万円	260百万円	114百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2017年5月23日開催の第9回定時株主総会において年額300百万円以内と決議をいただいております。  
また別枠で、2017年5月23日開催の第9回定時株主総会において、業績連動型株式報酬額として、3事業年度を対象として当社が拠出する金員の上限として600百万円、対象者に交付及びその売却代金が給付される株式数の上限として210,000ポイント（1ポイントあたり1株）と決議をいただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2009年11月27日開催の第1回定時株主総会において年額42百万円以内と決議をいただいております。
3. 事業年度末現在の人員は、取締役9名並びに監査役4名です。
4. 上記のほか、社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額はありませぬ。

#### (4) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当事業年度における主な活動状況

##### ①社外取締役 成田由加里氏

同氏は、成田由加里公認会計士事務所の代表であります。同事務所と当社との取引関係はありません。

同氏が社外取締役を務める株式会社サイバー・ソリューションズと当社とは取引関係はありません。

当期に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地及び女性としての視点から、当社の経営上有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

##### ②社外取締役 中井智子氏

同氏は、中町誠法律事務所のパートナーであります。同事務所と当社との取引関係はありません。

就任以降に開催された取締役会13回のうち全てに出席し、弁護士としての専門的見地及び女性としての視点から、当社の経営上有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

③社外監査役 加々美博久氏

同氏は、加々美法律事務所の弁護士であり所長であります。同事務所と当社との取引関係はありません。

同氏が社外監査役を務める日東工器株式会社及び株式会社ビー・エム・エルと当社とは取引関係はありません。

当期に開催された取締役会17回のうち全てに出席、また同期間に開催された監査役会17回のうち全てに出席し、弁護士としての専門的見地から必要に応じ当社の経営上有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

④社外監査役 杉山敦子氏

同氏は、公認会計士杉山昌明事務所の副所長であり、かつ、杉山昌明税理士事務所の副所長であります。同事務所と当社との取引関係はありません。

当期に開催された取締役会17回のうち全てに出席、また同期間に開催された監査役会17回のうち全てに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地及び女性としての視点から、当社の経営上有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

⑤社外監査役 市川康生氏

当期に開催された取締役会17回のうち全てに出席、また同期間に開催された監査役会17回のうち全てに出席し、出身分野である金融機関を通じて培った経験及び高い見識を活かし、当社の経営上の有用な指摘、助言等の意見表明を行っております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	80百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である新収益認識基の適用に関する助言業務について対価を支払っております。

### (4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年4月21日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

この基本方針に基づき、業務の適法性・有効性の確保ならびにリスク管理に努め、関連法規の遵守を図ってまいります。

1. 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社及び当社グループは株主・取引先・地域社会・従業員等の各パートナーに対する企業価値の向上を経営の基本方針とし、それを実現するため、当社及び当社子会社の取締役、使用人が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実を図るものとする。  
特に、法令・定款の遵守を周知・徹底するため、倫理・コンプライアンス体制の強化に努める。
2. 当社の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係わる情報・文書の取扱は、文書管理規程に則り、適切に記録・保存・管理の運用を実施する。
  - (2) 関係会社管理規程に基づき、当社子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また当該資料は、当社の取締役及び監査役が常時閲覧することができるものとする。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社及び当社グループのリスク管理体制を確立するためにリスク管理規程により、リスク管理のための基本方針や体制について定め、これに沿ってリスク管理体制を整備・構築する。  
さらに、当社は、代表取締役社長に直属する部署として、当社及び当社グループ会社の内部監査を実施する内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査を実施する。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社及び当社子会社は、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めている。

- (2) 当社の取締役会は月1回の定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。また当社子会社の取締役会においても定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。さらに職務執行の有効性と効率性を確保する観点から、当社及び当社グループに係わる重要事項については当社の経営会議の審議を経た後に、当社の取締役会で決定するものとする。
5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社及び当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に則り管理する。また、当社子会社の業務状況については、各社より、定期的に取り締役に出席・報告させる体制を整備している。  
内部監査室は、内部監査規程に基づき当社グループ各社の内部監査の状況を評価し、必要に応じ直接内部監査を実施する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置する。
7. 上記の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
(1) 当該使用人の選任、解任、異動等には監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努める。  
(2) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。
8. 当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告する体制その他監査役への報告に関する体制  
当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法定の報告事項のみでなく、当社及び当社子会社に重大な影響を及ぼすと思われる事実を知った場合には、速やかに当社の監査役に報告しなければならない。また、監査役は取締役会他の重要な会議に出席し、重要情報につき適宜報告を受けて、業務執行状況を把握する。
9. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。また内部通報制度においても内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。



10. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役及び取締役からの個別ヒアリングの機会を6ヶ月に1回程度設ける。独立性判断基準に基づく社外監査役を選任し、うち1名は弁護士を選任する。

内部統制システムの運用状況

当連結会計年度末の時点で、当社及び当社子会社は「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、運用されていたことを確認しております。主な運用状況は以下の通りであります。

① 取締役の職務執行について

当連結会計年度において当社は、社外取締役1名を含む8名の取締役で構成され社外監査役3名を含む4名の監査役が出席する取締役会を4回、社外取締役2名を含む9名の取締役で構成され社外監査役3名を含む4名の監査役が出席する取締役会を13回、計17回開催しており、業務に関する重要事項について決議し、さらに、当社子会社から報告を受け、当社子会社の職務の執行を監督しております。また、業務執行取締役で構成される経営会議を、毎月1回定期に開催しており、重要事項について、慎重な検討を行っております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程に基づき実施し、取締役及び監査役が当社及び当社子会社の重要な法定文書を、常時閲覧することができる体制を取っております。

② 監査役の職務執行について

監査役は、取締役会及び経営会議に出席するほか、稟議書等の社内の重要文書を閲覧することにより当社及び当社子会社の監査の実効性を確保しております。また、当連結会計年度においては、監査役会を17回開催し、各監査役間での意思疎通を図るとともに会計監査人及び内部監査部門等との連携及び情報交換を行い、また、代表取締役及び取締役との個別ヒアリングの機会を設けること等により、効果的な監査役の職務執行に努めております。

③ 当社グループにおける業務の適正確保について

内部監査室において、年間の監査計画に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、当社及び当社子会社の諸規程に沿った業務遂行を確認、指導、統制しております。

④ コンプライアンス及びリスクの管理について

リスク管理規程に基づきグループリスク管理委員会を、倫理コンプライアンス管理規程に基づきコンプライアンス委員会を設置し、隔月で委員会を開催しております。

また、倫理コンプライアンス違反及びリスクを早期に発見し、また、未然に防ぐため、コンプライアンス委員会及び社外の専門家を通報窓口とする「ウエルシアホットライン」を設置しております。

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況＞

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との関係を一切持たず、これらの圧力に対しても毅然とした態度で臨み、断固として対決し、その圧力を排除することに努めます。

企業理念に基づき、社会的良識をもって行動するための指針としてグループ共有の「ウエルシアグループ行動指針」を定めております。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分における配当につきましては、再投資の為の資金確保と安定的な配当継続を念頭に置きながら財政状態、収益レベル、配当性向などを総合的に勘案することとしております。

内部留保資金につきましては、より一層の収益性向上を図るために、新設店舗及び既存店舗の改装等の設備資金に充当する方針であります。

このような方針のもとで、当事業年度末の配当金につきましては、2020年4月8日開催の取締役会において、1株につき27.00円の剰余金の処分に関する決議をいたしました。(当社は取締役会の決議により、剰余金の配当を決定できる旨を定款に定めております。)

### 1) 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金27.00円

総額 2,829,266,064円

### 2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年5月7日

# 連結貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>190,203</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>183,234</b>
現金及び預金	38,838	買掛金	137,845
売掛金	43,307	短期借入金	4,654
商品	89,318	未払法人税等	9,059
その他	18,751	賞与引当金	4,160
貸倒引当金	△12	ポイント引当金	24
		その他	27,489
<b>固 定 資 産</b>	<b>199,802</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>44,353</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>135,910</b>	長期借入金	5,549
建物及び構築物	76,942	リース債務	22,660
リース資産	39,452	退職給付に係る負債	4,062
土地	13,268	役員株式給付引当金	589
その他	6,246	資産除去債務	8,719
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>17,613</b>	繰延税金負債	75
のれん	15,179	その他	2,696
その他	2,434	<b>負 債 合 計</b>	<b>227,587</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>46,279</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	1,169	<b>株 主 資 本</b>	<b>161,709</b>
長期貸付金	56	資本金	7,736
差入保証金	33,452	資本剰余金	51,669
繰延税金資産	10,480	利益剰余金	103,525
その他	1,143	自己株式	△1,222
貸倒引当金	△23	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△21</b>
		その他有価証券評価差額金	262
		為替換算調整勘定	△38
		退職給付に係る調整累計額	△245
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>236</b>
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>493</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>162,418</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>390,006</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>390,006</b>

# 連結損益計算書

( 2019年3月1日から  
2020年2月29日まで )

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		868,280
売上原価		600,825
売上総利益		267,454
販売費及び一般管理費		229,652
営業利益		37,801
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	25	
受取手数料	614	
協賛金	498	
不動産賃貸料	899	
固定資産受贈益	335	
その他	800	3,174
営業外費用		
支払利息	393	
方法による投資損失	25	
不動産賃貸原価	159	
その他	49	627
経常利益		40,348
特別利益		
固定資産売却益	3	
事業譲渡益	64	
受取保険金	157	
その他	33	258
特別損失		
固定資産売却損	130	
固定資産除却損	554	
店舗閉鎖損	120	
減損	3,536	
その他	328	4,670
税金等調整前当期純利益		35,936
法人税、住民税及び事業税	15,196	
法人税等調整額	△1,921	13,275
当期純利益		22,661
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△141
親会社株主に帰属する当期純利益		22,802

## 連結株主資本等変動計算書

( 2019年3月1日から  
2020年2月29日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,736	51,669	85,333	△1,718	143,020
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,610		△4,610
親会社株主に帰属する当期純利益			22,802		22,802
自 己 株 式 の 取 得				△3	△3
自 己 株 式 の 処 分				500	500
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	18,192	496	18,688
当 期 末 残 高	7,736	51,669	103,525	△1,222	161,709

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 額 調 整	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	277	△4	△243	29	236	661	143,948
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△4,610
親会社株主に帰属する当期純利益							22,802
自 己 株 式 の 取 得							△3
自 己 株 式 の 処 分							500
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△14	△33	△2	△50	-	△168	△219
当 期 変 動 額 合 計	△14	△33	△2	△50	-	△168	18,469
当 期 末 残 高	262	△38	△245	△21	236	493	162,418

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

ウエルシア薬局(株)、ウエルシア介護サービス(株)、毎日鈴商業(上海)有限公司、シミズ薬品(株)、Welcia-BHG(Singapore) Pte. Ltd.、(株)丸大サクラ中薬局、(株)M A S A Y A、金光薬品(株)

(注) 1. 金光薬品(株)は、2019年6月3日付で株式取得を行ったことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を2019年6月1日としております。

2. (株)一本堂は、2019年3月1日付でウエルシア薬局(株)と合併しており、上記連結子会社に含めておりません。

3. (株)B. B. ONは、2019年9月1日付でウエルシア薬局(株)と合併しており、上記の連結子会社に含まれておりませんが、合併までの期間の損益は、連結損益計算書に含まれております。

非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称

ウエルシアオアシス(株)、(株)函南ショッピングセンター、ウエルシアリテールソリューション(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

### (2) 持分法を適用した関連会社数

1社

関連会社の名称 イオンレーヴコスメ(株)

(注)イオンレーヴコスメ(株)は、2019年8月27日付で会社設立により、当連結会計年度より関連会社を含めております。

### (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社 ウエルシアオアシス(株)、(株)函南ショッピングセンター、  
ウエルシアリテールソリューション(株)

関連会社 (株)クスリのマルエ

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社3社及び関連会社1社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、毎日鈴商業(上海)有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

② た な 卸 資 産

- 商 品……売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
- 貯 蔵 品……最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)……定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、一部の連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8年～39年
構築物	8年～18年
機械装置	7年～17年
車輛運搬具	5年
器具備品	3年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)……定額法を採用しております。

但し、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リ ー ス 資 産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

④ 投資その他の資産(その他一長期前払費用)……定額法を採用しております。



### (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞 与 引 当 金……一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- ③ ポ イ ン ト 引 当 金……一部の連結子会社は、ポイントカードにより顧客に付与したポイントの使用に備えるため、過去の利用実績に基づいて将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- ④ 役員株式給付引当金……当社グループの取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、役員株式交付規程に基づき、当連結会計年度末において、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退 職 給 付 見 込 額……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数 理 計 算 上 の 差 異……数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員及び過去勤務費用の費用処理方法  
従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年及び8年）による按分額をそれぞれ発生の日より費用処理しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

### (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

5. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

6. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

従業員持株E S O P 信託

① 従業員持株E S O P 信託の概要

当社が「ウエルシアホールディングス従業員持株会」(以下「当社持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は2020年9月までに当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了後に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末364百万円、127千株であります。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末486百万円

## 業績連動型株式報酬制度

### 役員報酬B I P 信託

当社は、当社の取締役及び子会社であるウエルシア薬局株式会社の取締役（以下、「取締役」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

① 役員報酬B I P 信託の概要

当社が取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定いたします。当該信託は予め定める役員株式交付規程（以下、「交付規程」という。）に基づき取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得いたします。その後、当該信託は、交付規程に従い、信託期間中の取締役の地位や業績目標の達成度等に応じて付与されたポイントの累積値（累積ポイント）に基づいた当社株式を、退職時に取締役に交付いたします。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末824百万円、203千株であります。

7. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。  
投資有価証券（株式） 482百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 101,848百万円  
(上記金額には、減損損失累計額が含まれております。)
3. 国庫補助金等により取得した資産につき、取得原価から直接減額した圧縮記帳額は、次のとおりであります。  
建物及び構築物 195百万円  
その他（器具備品） 12百万円  
計 208百万円
4. 担保に供している資産。  
該当事項はありません。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式数  
普通株式 104,816,838株
2. 当連結会計年度末における自己株式の数  
普通株式 359,822株
3. 配当金に関する事項  
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年4月10日 取締役会（注1）	普通株式	2,200	21.00	2019年2月28日	2019年5月13日
2019年10月9日 取締役会（注2）	普通株式	2,410	23.00	2019年8月31日	2019年11月6日

(注1) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託及び役員報酬B I P信託が保有する自社の株式に対する配当金10百万円が含まれております。

(注2) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託及び役員報酬B I P信託が保有する自社の株式に対する配当金9百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年4月8日 取締役会（注1）	普通株式	利益剰余金	2,829	27.00	2020年2月29日	2020年5月7日

(注1) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託及び役員報酬B I P信託が保有する自社の株式に対する配当金8百万円が含まれております。

#### 4. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

2014年6月13日開催の取締役会決議による新株予約権	27,600株
2015年1月14日開催の取締役会決議による新株予約権	33,600株
2016年2月12日開催の取締役会決議による新株予約権	18,000株
2017年1月17日開催の取締役会決議による新株予約権	25,200株

### 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の回収確実性を重視した預金等で運用し、資金調達については主として銀行を中心とした借入による方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は差入先・預託先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び短期借入金は、支払までの期間が1年以内の支払期日となっており、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、事業投資計画に必要な資金の調達を目的としたものであり、その一部については、金利の変動リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

売掛金については、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主要な取引先の信用状況を把握しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

差入保証金については、定期的に差入先・預託先の財務状態等を把握しております。

買掛金、借入金及びリース債務については、月次単位で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	38,838	38,838	－
(2) 売掛金	43,307	43,307	－
(3) 投資有価証券	673	673	－
(4) 差入保証金 (※1)	22,501	20,899	△1,601
資産計	105,320	103,719	△1,601
(5) 買掛金	137,845	137,845	－
(6) 短期借入金	1,150	1,150	－
(7) 長期借入金 (※2)	9,054	9,070	15
(8) リース債務 (※3)	29,038	29,054	16
負債計	177,088	177,120	31

(※1) 差入保証金については、金融商品相当額を表示しております。

(※2) 長期借入金については、1年以内返済予定分を含めて表示しております。

(※3) リース債務については、1年以内リース債務を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定する方法によっております。

#### 負 債

(5) 買掛金、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

これらの時価は、固定金利については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額496百万円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

#### 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 1,547円90銭
- 1 株当たり当期純利益 218円48銭

1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	22,802百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	22,802百万円
普通株式の期中平均株式数	104,373,000株

(注) 従業員持株 E S O P 信託口、株式付与 E S O P 信託口及び役員報酬 B I P 信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式数 (414,972株) に含めております。

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



# 貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>26,311</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>24,792</b>
現金及び預金	17,551	短期借入金	23,464
前払費用	58	未払金	356
短期貸付金	373	未払費用	12
未収入金	1,306	前受金	41
関係会社預け金	7,000	未払法人税等	59
その他	21	その他	857
<b>固 定 資 産</b>	<b>80,944</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,020</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>0</b>	長期借入金	3,300
建物及び構築物	0	長期未払金	77
工具、器具及び備品	0	役員株式給付引当金	589
<b>無形固定資産</b>	<b>33</b>	繰延税金負債	53
ソフトウェア	29	<b>負 債 合 計</b>	<b>28,812</b>
ソフトウェア仮勘定	4	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>80,910</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>78,206</b>
関係会社株式	80,905	資 本 金	7,736
長期前払費用	0	資 本 剰 余 金	63,532
その他	3	資 本 準 備 金	36,913
		その他資本剰余金	26,619
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>8,158</b>
		その他利益剰余金	8,158
		繰越利益剰余金	8,158
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,220</b>
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>236</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>78,443</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>107,255</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>107,255</b>

# 損益計算書

( 2019年3月1日から  
2020年2月29日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
営業収益		8,574
営業総利益		8,574
販売費及び一般管理費		2,169
営業利益		6,404
営業外収益		
受取利息	3	
受取手数料	71	
雇用調整助成金	54	
その他	3	133
営業外費用		
支払利息	30	
その他	0	31
経常利益		6,507
特別損失		
減損損失	0	0
税引前当期純利益		6,506
法人税、住民税及び事業税	82	
法人税等調整額	26	109
当期純利益		6,397

## 株主資本等変動計算書

( 2019年3月1日から  
2020年2月29日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	7,736	36,913	26,619	63,532
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	7,736	36,913	26,619	63,532

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	6,371	6,371	△1,717	75,923	236	76,159
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△4,610	△4,610		△4,610		△4,610
当 期 純 利 益	6,397	6,397		6,397		6,397
自 己 株 式 の 取 得			△3	△3		△3
自 己 株 式 の 処 分			500	500		500
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	1,786	1,786	496	2,283	-	2,283
当 期 末 残 高	8,158	8,158	△1,220	78,206	236	78,443

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 …… 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### (3) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法によっております。

但し、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産 …… 定額法によっております。

但し、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (4) 引当金の計上方法

役員株式給付引当金 …… 当社グループの取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、役員株式交付規程に基づき、当事業年度末において、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

### 2. 表示方法の変更

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引及び業績連動型株式報酬に関する注記については、連結計算書類「連結注記表6.追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	16百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	410百万円
短期金銭債務	21,260百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引    営業収益	8,574百万円
販売費及び一般管理費	561百万円
営業取引以外の取引高    営業外収益	4百万円
営業外費用	11百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数	
普通株式	359,822株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	15百万円
長期未払金	23百万円
新株予約権	44百万円
役員株式給付引当金	76百万円
関係会社株式	201百万円
その他	0百万円
繰延税金資産小計	<u>362百万円</u>
評価性引当額	<u>△305百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>57百万円</u>

繰延税金負債

E S O P 信託口	<u>△110百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△110百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△53百万円</u>

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	イオン(株)	被所有直接 50.60%	消費寄託、 ロイヤルティ の支払、 役員の兼務等	消費寄託 利息の受取 ロイヤルティ の支払 (注)1,2	7,000 0 470	関係会社預け金 流動資産その他 未払金	7,000 0 258

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

- (注) 1. 消費寄託の金利条件については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。  
2. ロイヤルティについては、双方協議のうえ合理的に決定しております。

### (2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ウエルシア薬局(株)	所有直接 100.0%	経営指導、 資金の貸付、 資金の借入、 役員の兼務等	経営指導料 資金の貸付 利息の受取 資金の借入 利息の支払 (注)	1,943 2,772 1 15,257 11	— — 流動資産その他 短期借入金 未払費用	— — 0 20,974 1

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

- (注) 経営指導料等については、双方協議のうえ合理的に決定しております。  
当社はCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、子会社との資金貸借取引は、CMSに係るものであります。金利条件については、金利情勢に基づいて決定しております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 748円70銭

(2) 1株当たり当期純利益 61円30銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	6,397百万円
普通株式に係る当期純利益	6,397百万円
普通株式の期中平均株式数	104,373,000株

(注) 従業員持株E S O P信託口、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式数(414,972株)に含めております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



**独立監査人の監査報告書**

2020年4月16日

ウエルシアホールディングス株式会社  
取締役会 御中

**有限責任監査法人トーマツ**

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟	一成	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石山健太郎		Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大井	秀樹	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウエルシアホールディングス株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

**連結計算書類に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウエルシアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

**独立監査人の監査報告書**

2020年4月16日

ウエルシアホールディングス株式会社  
取締役会 御中

**有限責任監査法人トーマツ**

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟	一成	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石山健太郎		㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大井	秀樹	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウエルシアホールディングス株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

**計算書類等に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の構築に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備及び運用されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月17日

ウエルシアホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	宮 本 俊 男	Ⓔ
社外監査役	加々美 博 久	Ⓔ
社外監査役	杉 山 敦 子	Ⓔ
社外監査役	市 川 康 生	Ⓔ
	以 上	















候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	あべ たかし 安倍 崇 (1960年 9月21日生)	1983年 4月 池野ドラッグ入社 2000年 3月 同社取締役 2002年 3月 合併により株式会社グリーンクロス・コア入社 同社商品部長 2005年 1月 同社営業部長 2008年 10月 同社執行役員営業推進室長 2011年 9月 当社営業企画部長 2014年 9月 ウエルシア薬局株式会社取締役物流・情報システム部長 2017年 9月 同社取締役情報システム本部長 (現任) 2018年 5月 当社取締役兼執行役員グループ業務改革 I T 担当 (現任)	株  1,314
<b>【取締役候補者とする理由】</b> 安倍氏は、当社グループにおいて情報システム及び物流部門を担当しており、豊富な経験と実績を有しております。同氏がグループ全体の経営効率を追求することで、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。			
候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
7 ※	はた かずひこ 畑 和彦 (1961年11月27日生)	1984年 4月 フォルマ・ネオ・ボランタリーグループ事業協同 組合入社 1986年 1月 株式会社ファルマ榎屋移籍 1992年 12月 同社取締役 2005年 5月 株式会社ハートランド取締役社長 2010年 5月 株式会社イレブン専務取締役営業統括本部長 2013年 11月 ウエルシア薬局株式会社取締役 2014年 9月 同社取締役執行役員第4営業本部長 2016年 9月 同社取締役東海支社長 2017年 9月 同社取締役営業統括本部長 2020年 3月 同社取締役商品本部長 (現任)	株  94,242
<b>【取締役候補者とする理由】</b> 畑和彦氏は、当社グループにおいて商品部門を担当しており、営業及び商品部門の分野について豊富な経験と実績を有しております。その分野の職務経験や知識を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。			



候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
9	なりた ゆかり 成田 由加里 (1964年10月24日生)	1990年11月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 2001年 2月 成田由加里公認会計士事務所代表（現任） 2004年 2月 成田由加里税理士事務所代表 2010年 5月 東北大学大学院経済学研究科教授（現任） 2013年11月 株式会社サイバー・ソリューションズ社外取締役（現任） 2015年 5月 当社社外取締役（現任） 2015年 7月 P G税理士法人代表社員 2019年 1月 朝日仙台税理士法人入社（現任）	株          -
<p><b>【社外取締役候補者とする理由】</b></p> <p>成田由加里氏は、大学院教授としての幅広い知識と経験並びに公認会計士及び税理士としての専門知識及び見識に加え、女性として当社の経営判断に有用な視点を有しております。2015年5月より当社取締役にて在任しており、引き続き独立した立場から業務執行の監督を行うことにより、取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			
10	なかい ともこ 中井 智子 (1972年11月17日生)	1997年 4月 最高裁判所司法研修所入所 1999年 4月 最高裁判所司法研修所修了 北村一夫法律事務所入所 2002年11月 中町誠法律事務所入所 経営法曹会議員（現任） 2012年 1月 中町誠法律事務所パートナー（現任） 2014年11月 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師（現任） 2016年 4月 東京大学大学院法学政治学研究科法科大学院客員 准教授 2019年 5月 当社社外取締役（現任）	株          -
<p><b>【社外取締役候補者とする理由】</b></p> <p>中井智子氏は、弁護士としての法曹界での専門知識及び見識に加え、女性として当社の企業価値向上のための有用な視点を有しております。法律の専門家として、独立的な立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待されると判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			

1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の取締役候補者であります。
3. 成田由加里氏及び中井智子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 成田由加里氏及び中井智子氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準を満たしていると判断しております。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。
5. 成田由加里氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
6. 中井智子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間において、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております（定款第29条）。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定めた額としております。なお、上記の成田由加里氏及び中井智子氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役加々美博久氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
かがみ ひろひさ 加々美 博久 (1954年7月13日生)	1983年 4月 裁判官任官 1995年 4月 東京弁護士会へ弁護士登録 2001年10月 西内・加々美法律事務所開設パートナー 2008年 6月 日東工器株式会社社外監査役（現任） 2010年 4月 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師 2012年11月 当社社外監査役（現任） 2013年 6月 株式会社ビー・エム・エル社外監査役（現任） 2013年 9月 加々美法律事務所所長（現任）	株  1,665
<p><b>【社外監査役候補者とする理由】</b></p> <p>加々美博久氏は、裁判官及び弁護士としての永年にわたる法曹界での経験、専門知識及び見識を有しております。2012年11月より当社監査役に在任しており、引き続き独立した立場から業務執行の監督を行うことにより、取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

- (注)
1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 加々美博久氏は、社外監査役候補者であります。
  3. 加々美博久氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準を満たしていると判断しております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。
  4. 加々美博久氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって7年6ヶ月となります。
  5. 当社は、監査役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております（定款第37条）。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定めた額としております。なお、上記の加々美博久氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 取締役の報酬額改定ならびに取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容一部改定の件

#### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」（年額300百万円以内。）及び「業績連動型株式報酬」（3事業年度を対象として、600百万円以内かつ210,000ポイント以内（1ポイントは当社株式1株。）で構成されており、業績連動型株式報酬制度が対象としておりました3事業年度（2018年2月末日で終了する事業年度から2020年2月末日で終了する事業年度まで）が終了いたしました。2021年2月末日で終了する事業年度以降についても、業績連動型株式報酬制度の継続について、内容を一部改定の上ご承認をお願いするものであります。また、取締役の金銭報酬につきましては、業績連動賞与を含む報酬限度額への改定についてご承認をお願いするものであります。

本議案が承認可決されますと、取締役の金銭報酬は年額300百万円以内の固定報酬から、業績連動の賞与を含む年額400百万円以内となりますが、株式報酬については、3事業年度を対象として600百万円以内かつ210,000ポイント以内から、執行役員を含めて500百万円以内かつ100,000ポイント以内への減額となります。

#### (1) 基本報酬額の改定

当社の取締役の報酬限度額は、2017年5月23日開催の第9回定時株主総会において、「基本報酬」を年額300百万円以内とすることでご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬限度額については賞与支給額を含め、年額400百万円以内（うち社外取締役分として年額30百万円以内）とさせていただきたいと存じます。賞与制度については、業績指標（親会社株主に帰属する当期純利益等）の達成状況に応じて支給額を決定することとするため、取締役の報酬と会社業績との連動性をより一層高めるものであります。

今後、取締役の基本報酬及び賞与については、本議案によりご承認いただいた年額報酬枠の範囲内で、各取締役の役割や貢献度により委員の過半数を社外取締役及び社外監査役で構成する役員報酬諮問会議における審議を経たうえで、取締役会において決定いたします。

なお、従来通り、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものとし、業務から独立した立場である社外取締役については賞与の対象といたしません。

第1号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと本件報酬額改定の対象となる当社の取締役の員数は10名となります。

## (2) 業績連動型株式報酬の内容一部改定

当社は、当社及び当社子会社1社（ウエルシア薬局株式会社）の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入について、2017年5月23日開催の第9回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、導入に至っております。

本制度の内容の一部改定は、当社グループの業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度の対象者に当社またはウエルシア薬局株式会社と委任契約を締結する執行役員（国内非居住者を除く。以下同じ。）及び当社子会社2社（シミズ薬品株式会社及び株式会社丸大サクラ中薬局。ウエルシア薬局株式会社と併せて以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて以下「対象会社」という。）の取締役社長（当社またはウエルシア薬局株式会社の取締役及び執行役員と併せて以下「対象取締役等」という。）を追加するものであります。なお、本制度の継続及び内容の一部改定については、委員の過半数を社外取締役及び社外監査役で構成する役員報酬諮問会議における審議を経ております。

第1号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと本制度の対象となる当社の取締役の員数は7名、執行役員の員数は1名となります。

## 2. 本制度における報酬の額及び内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、対象会社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて対象取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は（2）以降のとおり。）

改定後の内容は次のとおりです。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者

- ・当社及びウエルシア薬局株式会社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）
- ・当社またはウエルシア薬局株式会社と委任契約を締結する執行役員（国内非居住者を除く。）
- ・シミズ薬品株式会社及び株式会社丸大サクラ中薬局の取締役社長



<b>② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響</b>	
対象取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限（下記(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3事業年度からなる対象期間を対象として、1,050百万円（うち当社分500百万円）</li> </ul>
当社株式の取得方法（下記（3）のとおり。）及び対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記(4)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3事業年度からなる対象期間を対象として、対象取締役等に付与されるポイントの上限は210,000ポイント（うち当社の取締役及び執行役員に付与されるポイントの上限は100,000ポイント）</li> <li>・ 1ポイントは当社株式1株とし、3事業年度からなる対象期間に対象取締役等に付与されるポイントの上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（2020年2月29日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.2%</li> <li>・ 今回の継続にあたり、本信託は当社株式を株式市場から取得する予定</li> </ul>
<b>③ 業績達成条件の内容（下記（4）のとおり。）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎事業年度の連結売上高、連結経常利益率及び中期経営計画期間の最終事業年度におけるROE等</li> </ul>
<b>④ 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記(5)のとおり。）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社及び全ての当社子会社の取締役及び執行役員を退任した時</li> </ul>

## (2) 本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者

本制度は、当社及びウエルシア薬局株式会社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、本議案において同じ。）及び執行役員（国外非居住者を除く。以下、本議案において同じ。）ならびに当社子会社2社（シミズ薬品株式会社、株式会社丸大サクラ中薬局）の取締役社長を当社株式等の交付等の対象者とします。

## (3) 各対象会社が拠出する金員の上限

本制度は、信託を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。）する日の属する事業年度を初年度とした連続する3事業年度（2021年2月28日で終了する事業年度から2023年2月28日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。当社は、当社の取締役及び執行役員への報酬として拠出する金員と対象子会社が対象子会社の取締役及び執行役員への報酬として拠出する金員を併せて（当社が拠出する金員は対象期間ごとに500百万円を上限とし、対象子会社が拠出する金員は対象期間ごとに合計550百万円を上限とし、合計で1,050百



万円を上限とする。)、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託(以下「本信託」という。)を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社(自己株式の処分)から取得(今回の継続にあたり、本信託は株式市場から取得するため、本制度による当社株式の希薄化は生じない。)します。各対象会社は、信託期間中、対象取締役等に対するポイント(下記(4)のとおり)の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。延長された信託期間ごとに、対象子会社は、対象子会社の株主総会決議で承認を受けた範囲内で対象子会社の取締役及び執行役員への報酬としての金員を当社に新たに拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金員に当社の取締役及び執行役員への報酬として追加拠出した金員と併せて追加信託を行い(当社が追加拠出する金員は対象期間ごとに500百万円を上限とし、対象子会社が追加拠出する金員は対象期間ごとに合計550百万円を上限とし、合計で1,050百万円を上限とする。)、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と当社及び対象子会社が追加拠出する信託金の合計額は、1,050百万円(うち当社分500百万円、対象子会社分550百万円)の範囲内とします。

#### (4) 対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

信託期間中の毎年2月末日に対象取締役等として在任する者に対して、同日で終了する事業年度(以下「評価対象事業年度」という。)における役位や業績目標の達成度等に応じて、対象会社ごとに、一定のポイント(以下「付与ポイント」という。)が付与されます。また、対象期間中の最終事業年度終了後には、評価対象事業年度ごとの業績目標の達成度等に応じて付与される付与ポイントに加えて、中期経営計画で掲げる業績目標の達成度等に応じて、対象期間中に付与されたポイント数の合計について加算または減算します。本制度により対象取締役等に対して交付等が行われる当社株式数は、付与ポイントの累積値(以下「累積ポイント」という。)に応じて1ポイントにつき当社株式1株として決定されます。なお、当社株式の総数が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数を調整します。

当社の取締役及び執行役員に付与される付与ポイントの総数は、対象期間である3事業年度ごとに100,000ポイント（100,000株相当）を上限とし、対象子会社の取締役及び執行役員を含めた対象取締役等に付与される付与ポイントの総数は、対象期間である3事業年度ごとに合計で110,000ポイント（110,000株相当）を上限とします。この付与ポイントの上限数は、上記（3）の対象会社が拠出する金員の上限を踏まえて、株価の推移を参考に設定しています。

（5）対象取締役等に対する株式交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役等（対象取締役等を退任後、対象子会社以外の当社子会社の取締役又は執行役員に就任している者を含む。（5）において以下同じ。）は、原則として当社及び全ての当社子会社の取締役及び執行役員を退任した後に、累積ポイントに基づいた当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役等は、累積ポイントの70%（単元未満株式は切捨て）については当社株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に対象取締役等が在任したまま死亡した場合においては、当該対象取締役等の相続人が、対象取締役等の死亡時までの累積ポイントに応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。信託期間中に受益者要件を満たす対象取締役等が海外赴任により国内非居住者になった場合は、その時点までの累積ポイントに応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。

（6）本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

（7）本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、対象会社及び対象取締役等と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

（8）その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

（参考）なお、本制度の詳細につきましては、2020年4月17日付ニュースリリース「業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年5月20日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
  - ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
  - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
  - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。  
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。  
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

**システム等に関するお問い合わせ**  
**三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）**  
**電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）**

（機関投資家の皆様へ）

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。





